

飛驒市告示第200号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり令和8年第3回飛驒市議会定例会を招集する。

令和8年6月9日

飛驒市長 都 竹 淳 也



記

- |       |              |          |
|-------|--------------|----------|
| 1 日 時 | 令和8年6月16日(火) | 午前10時00分 |
| 2 場 所 | 飛驒市役所 議事堂    |          |

## 令和8年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和8年6月16日(火) 午前10時00分開議

| 日程番号 | 議案番号    | 事 件 名                                  |
|------|---------|----------------------------------------|
| 第1   |         | 会議録署名議員の指名                             |
| 第2   |         | 会期の決定                                  |
| 第3   | 報告 第1号  | 令和7年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について             |
| 第4   | 報告 第2号  | 飛騨市土地開発公社の経営状況報告について                   |
| 第5   | 報告 第3号  | 損害賠償の額の決定について                          |
| 第6   | 承認 第3号  | 専決処分の承認を求めることについて(飛騨市税条例の一部を改正する条例)    |
| 第7   | 議案 第44号 | 財産の取得について(ロータリー付除雪ドーザ)                 |
| 第8   | 議案 第45号 | 財産の取得について(消防ポンプ自動車)                    |
| 第9   | 議案 第46号 | 飛騨市税条例の一部を改正する条例について                   |
| 第10  | 議案 第47号 | 財産の譲渡について(旧医師住宅及び旧看護師住宅)               |
| 第11  | 議案 第48号 | 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について         |
| 第12  | 議案 第49号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第13  | 議案 第50号 | 飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について  |
| 第14  | 議案 第51号 | 飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第15  | 議案 第52号 | 令和8年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)                |

## 令和8年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和8年6月16日(火) 午前10時00分開議

| 日程番号 | 議案番号    | 事 件 名                           |
|------|---------|---------------------------------|
| 第16  | 議案 第53号 | 令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号) |
| 第17  | 意見 第1号  | 特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の所得制限撤廃を求める意見書 |

○出席議員（13名）

|      |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 1 番  | 佐 中 | 藤 田 | 克 利 | 成 昭 |
| 2 番  | 小 笠 | 原 上 | 美 保 | 子 廣 |
| 3 番  | 水 上 | 吹   | 雅 豊 | 孝 要 |
| 4 番  | 森 井 | 端   | 浩 史 | 二 朗 |
| 6 番  | 澤 住 | 田 川 | 清 文 | 美 博 |
| 7 番  | 前 野 | 村 山 | 勝 恵 | 憲 子 |
| 8 番  | 籠 高 | 原   | 美 邦 | 子   |
| 9 番  |     |     |     |     |
| 10 番 |     |     |     |     |
| 11 番 |     |     |     |     |
| 12 番 |     |     |     |     |
| 13 番 |     |     |     |     |
| 14 番 |     |     |     |     |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

|           |     |     |     |     |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 市長        | 都 藤 | 竹 井 | 淳 弘 | 也 史 |
| 副市長       | 下 岡 | 出 田 | 尚 浩 | 弘 和 |
| 教育長       | 森 畑 | 田 上 | 雄 一 | 郎 さ |
| 理事兼総務部長   | 大 洞 | 上 口 | あ 雅 | 人 之 |
| 理事兼商工観光部長 | 柚 横 | 原 山 | 廣 徹 | 守 和 |
| 企画部長      | 谷 堀 | 口 上 | 裕 正 | 樹 一 |
| 市民福祉部長    | 之 堀 | 田 藤 | 亮 丈 | 郎 樹 |
| 農林部長      | 佐 田 | 中 田 | 二 直 | 也 昭 |
| 教育委員会事務局長 | 土   |     | 義 治 |     |
| 基盤整備部長    |     |     |     |     |
| 環境水道部長    |     |     |     |     |
| 会計管理者     |     |     |     |     |
| 消防長       |     |     |     |     |
| 病院事務局長    |     |     |     |     |
| 建築管財部長    |     |     |     |     |
| 財政課長      |     |     |     |     |

○職務のため出席した事務局員

|        |     |     |     |     |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| 議会事務局長 | 砂 畠 | 田 中 | 健 太 | 郎 み |
| 書記     |     |     | み な |     |

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから令和8年第3回飛騨市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、11番、前川議員、12番、野村議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（澤史朗）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月16日から7月2日までの17日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月16日から7月2日までの17日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願・陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおりであります。議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査の結果についての報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。本日、令和8年第3回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、御参集を賜り誠にありがとうございます。7月2日までの17日間にわたりまして、重要な案件につきまして御審議を賜ります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

お手元にお配りしております行政報告の中から、3月定例会以降の市政の取組について、5点の御報告を申し上げます。

最初に、4月3日金曜日、飛騨地域で初となる4年制大学「コー・イノベーション大学」、略

称C o I Uが開学し、第1期生51名の入学式が挙行されました。宮田裕章特別顧問、高木朗義学長、発案者でプロジェクトの責任者でもある井上博成理事長、建築家の藤本壮介氏らの挨拶に加え、新入学生5名が登壇し、それぞれが高校生活で培った経験や、この大学を志した理由、将来への決意を自らの言葉で堂々と語りました。姿も形もまだ整え切らない誕生したばかりの大学の1期生として一步を踏み出す覚悟と意欲に、私も強い感銘を受けたところでございます。また、会場のステージにはクマザサを施したオリジナリティあふれる舞台が設置され、式典の中では古川町宮本組の獅子舞や若松様といった飛騨地域の伝統芸能も披露されました。これらは学生たちが自ら名乗りを上げて準備し、企画や演出に加わってつくり上げたものと伺っており、学生たちの意欲の高さにも非常に感心をしたところでございます。開学後2か月余りがたちましたが、学生たちは市内の様々な活動に積極的に参加し市民と交流する姿が各所で見られており、市民の皆さんからもこれを歓迎する声を伺うようになっております。また、市の施策や事業に対しましても、関心を持ってヒアリングに来る学生も多くおります。今後人口減少過疎先進地に身を置き、日本が直面する課題に向き合い、地域を担う人材へと成長していくことを期待しております。

次に、4月6日月曜日、神岡町におきまして公私連携型保育所型認定こども園「神岡こども園」の開所式に出席をいたしました。当日は入園する子供98名や保護者の皆様をはじめ、多くの方々とともに新たな門出を心からお祝いをいたしました。式典では子供たちが元気いっぱい新しい園歌を披露し、会場全体が温かい笑顔と未来への大きな期待に包まれました。また、テレビ局による取材や放映が行われたほか、新聞各紙にも取り上げられ、高い注目を集めたところでございます。神岡こども園が子供たちの健やかな成長を支える中核拠点として、そして地域に末永く親しまれる施設として、大いに発展していくことを強く期待しております。少子化が進行する中にあっても、公私連携の強みを最大限に生かし、質の高い教育・保育の提供と持続可能な子育て環境の確保に全力を注いでまいります。

続きまして、5月1日金曜日、全国広報コンクールにおいて、飛騨市が最高賞である内閣総理大臣賞を受賞いたしました。今回の受賞は、飛騨市ファンクラブやヒダスケ！といった関係人口に着目した一連の取組につきまして、書籍の出版、SNS、メディア露出など、複数の手法を組み合わせた立体的な広報を展開し、事業の背景や考え方まで伝える政策広報の姿勢が高く評価されたものであります。本コンクールは昭和39年から続く伝統あるもので、今回は広報企画部門の特選に選ばれ、さらに全部門422点の中で最高賞に選定されました。岐阜県内の自治体として内閣総理大臣賞の受賞は初となり、表彰式は7月17日金曜日に愛媛県西予市で行われる予定であります。今後も的確で丁寧な情報発信に努めてまいります。

次に、6月1日月曜日、一般社団法人美食都市研究会が主催する美食都市アワード2026の授賞式が開催され、飛騨市が先進的な食のまちづくりを推進する自治体として選定されました。本アワードは、食文化と地域の魅力が融合したガストロノミーシティの実現を目指し、食材や郷土料理に加え、新たな食文化の創造性や地域との連携など10項目にわたり総合的に評価されるものであります。飛騨市の受賞は岐阜県内では初、東海エリアでは2例目となります。今回の受賞では、生産者、飲食店、市民が連携した食の魅力発信、飛騨市まるごと食堂などのフードイベントの開催、薬草をはじめとする地域資源の循環活用など、食を基軸とした持続可能な地域づくりの取組が高く評価されました。今後も地産地消の推進とともに、飛騨の食とその背景にある地域の

文化や暮らしの魅力の向上を国内外に発信し、交流人口の拡大と飛騨市の価値向上につなげてまいります。

続きまして、6月7日日曜日、飛騨市文化交流センターにおきまして、開館20周年記念式典及び記念公演を開催いたしました。当日は、高円宮久子妃殿下に御臨席を賜り、御到着の際には沿道にお集まりいただいた約150名の市民の皆様から温かい歓迎を受けました。式典は満席の会場にて執り行われ、妃殿下からの御挨拶に加え、岐阜県知事をはじめとする御来賓の方々からお祝いのお言葉を賜りました。式典に続き、日本最大の雅楽演奏団体である東京楽所による記念公演を開催し、盛会のうちに終了したところでございます。また、ホワイエにおいては、古川町時代の音楽のまちづくりから始まる開館20年の歩みをパネル展示で紹介し、妃殿下にも過去2回の御訪問の思い出を振り返りいただきながら御覧をいただいたところであります。開館20周年の喜びを市民の皆様とともに分かち合うとともに、今後も国内外の優れた芸術に触れる機会を提供し、地域の多様な活動発表の場として多くの市民の皆様が親しまれる施設を目指して、さらなる発展を図ってまいります。なお、記念事業は本年度末まで継続し、小泉和裕氏指揮による名古屋フィルハーモニー交響楽団の演奏会や、海上自衛隊舞鶴音楽隊のコンサートなど、多彩なイベントを開催する予定といたしております。

最後になりますが、子供たちの活躍について御報告いたします。3月24日から3月29日に北海道士幌町のぬかびら源泉郷スキー場で開催された「JOCジュニアオリンピック2026 全日本ジュニアスキー選手権大会」に、神岡小学校6年の新家凌（あらいえ りょう）選手、同じく5年の岡田結道（おかだ ゆいと）選手、河合小学校6年の岡崎大翔（おかざき ひろと）選手、古川西小学校6年の岩原大晟（いわはら たいせい）選手、神岡中学校2年の中田翔太（なかだ しょうた）選手が、男子アルペン競技の県代表として出場されました。また、3月25日に神奈川県川崎市の昭和音楽大学ユリホールで開催された「第28回日本ジュニア管打楽器コンクール」のソロ部門サキソフォンに、古川中学校出身で高山西高等学校3年の鎌村陸斗（かまむら りくと）さんが出場されました。子供たちのこれまでの努力をたたえとともに、今後のさらなる活躍に期待いたしまして、私からの行政報告とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言を終わります。

それではここで、市長より今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、今議会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。今回は報告案件が3件、承認案件が1件、条例の改正が5件、財産の取得が2件、財産の処分が1件、補正予算が2件の合計14件でございます。

報告案件のうち、令和7年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書は、指定管理者制度物価スライド事業ほか24事業でございます。このほか、飛騨市土地開発公社の経営状況報告1件、飛騨市が運行委託しているバスのスリップ事故に伴う損害賠償の額の決定1件を併せた合計3件でございます。

次に、財産の処分は、神岡町地内の老朽化した旧医師住宅及び旧看護師住宅を売却し活用いただくためのものであります。

議案の中で即決議案としてお願いする案件といたしましては、飛騨市税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る承認が1件、財産の取得はロータリー付除雪ドーザ及び消防ポンプ自動車の2件でございます。

なお条例の改正、補正予算につきましては、後ほど説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第1号 令和7年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎議長（澤史朗）

日程第3、報告第1号、令和7年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題いたします。説明を求めます。

〔理事兼総務部長 岡田浩和 登壇〕

□理事兼総務部長（岡田浩和）

それでは、報告第1号について御説明申し上げます。

別紙事業について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用するので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和7年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

2ページから3ページをお願いいたします。25事業ございます。令和7年第2回定例会、第5回定例会、令和8年第1回臨時会、第2回定例会におきまして議決をいただいております。

繰越しの理由は4つございます。1つ目、指定管理者制度物価スライド事業における光熱費支援など、年度終了後の支援額を確定し、支払う必要があるものが5事業。番号でいきますと1番、9番、12番、17番、24番でございます。2つ目、納品に時間を有するもの1事業。番号は2番でございます。3つ目、国の交付金を活用するにあたり、2か年にわたって事業を実施する必要があるもの10事業。3から8番、10番、11番、13番、15番でございます。4つ目になりますが、関係機関及び地元との調整等に不測の日時を要したものの9事業でございます。14番、16番、18番から23番、25番になります。

なお、翌年度に繰り越す額の総額は7億700万円でございます。財源内訳は記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

〔理事兼総務部長 岡田浩和 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（籠山恵美子）

今の説明で、4番目の中に地元との調整という説明がありましたけれども、主なもの、具体的にどのような調整でこのように遅れたのか教えていただけますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□財政課長（土田治昭）

地元との調整といいますのは、例えば木の伐採ですとか、土地の買収に係る地権者の方との調整、あとは近隣の他の工事の例えば通行止め等の調整の関係で時間をどうしても要してしまったものが、幾つか工事の関係でございます。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、これで質疑を終結し、報告第1号を終わります。

◆日程第4 報告第2号 飛騨市土地開発公社の経営状況報告について

◎議長（澤史朗）

日程第4、報告第2号、飛騨市土地開発公社の経営状況報告についてを議題といたします。説明を求めます。

〔企画部長 畑上あづさ 登壇〕

□企画部長（畑上あづさ）

それでは報告第2号、飛騨市土地開発公社の経営状況報告について説明をさせていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、飛騨市土地開発公社令和7年度事業報告及び決算に関する書類並びに令和8年度事業計画及び予算に関する書類について、別紙のとおり報告します。

2ページをお開きください。令和7年度の事業報告書です。当公社が販売を行っておりました鮎ノ瀬団地は、令和5年度において完売となっております。令和7年度におきましては、新規の土地の売却や取得は行っておりません。最終的な決算といたしましては、119万9,000円の純利益の計上となりました。令和7年度末の完成土地保有高はございません。なお、当公社は固定負債を有しておらず、健全経営を確保しております。

次に（2）理事会、（3）監査の状況ですが、記載のとおり開催しております。なお、2月19日開催の理事会におきましては、公社の存廃についてを議題といたしまして協議いただいた結果、存続を決定いただいております。

3ページを御覧ください。令和7年度の決算報告書でございます。明細書のほうで御説明いたしますので、8ページを御覧ください。収益的収入となります。上段の営業収益については計上なく、下段の営業外収益については、国債による運用を行っておりますので、利息分を計上しております。収入合計は132万4,079円となりました。

次に9ページを御覧ください。収益的支出でございます。上段の営業費用には、一般管理費として諸経費を計上しております。理事会等運営の人件費、公社運営のための人件費支出であり、合計は12万4,810円となりました。

次に、少し戻りまして4ページをお願いいたします。損益計算書、P Lとなります。先ほど明

細書にて御説明いたしました収入と支出の差、119万9,269円が、下から3行目、当期純利益となります。なお、準備金合計は1億4,646万5,388円となります。

5ページをお願いいたします。貸借対照表、バランスシートになります。まず資産の部ですが、1、流動資産として現金及び預金が2,633万6,330円。固定資産は投資有価証券で1億2,997万9,058円、その他投資の65万円は国債利息を受け入れたものです。資産合計は1億5,696万5,388円となります。

次に負債の部ですが、こちらはございません。

次に資本の部ですが、変更はなく、資本金は1,050万円です。準備金は先ほど申し上げた金額を計上しており、負債・資本合計は1億5,696万5,388円となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書になります。まず表の左側、1の事業活動によるキャッシュ・フローは、最下段にあります54万8,464円となりました。最終的な期末におけるキャッシュ残高は2,633万6,330円です。

次に7ページ、財産目録をお願いいたします。表の中ほどの固定資産に、令和4年度に取得した国債を計上しております。大和証券受取利息預け金につきましては、令和7年10月の指定金融機関の変更に伴う国債の受取利子の入金口座の変更手続きができておらず、令和8年3月に発生しました受取利息65万円について、一時的に証券会社の預け金として計上されたものでございます。令和8年度に入り、速やかに入金先口座の変更手続きを行い、所定の銀行口座に入金済みです。その他は御覧のとおりです。

次に13ページ、14ページをお願いいたします。決算監査の意見書になります。監査の結果、適正に執行されており、経理上指摘すべき点はないものの、国債証券の償還差益の手続きについては齟齬が生じないよう適正に管理することという総括意見を頂いております。

続きまして、15ページをお願いいたします。ここからは、令和8年度の事業計画及び予算についての御報告となります。まず事業計画につきましては、売却すべき土地がございませんので計画はございません。

次に16ページをお願いいたします。ここからが令和8年度の予算書になります。

17ページから20ページにございます予定の財務諸表につきましては説明を省略させていただき、21ページの予算説明書にて説明をさせていただきます。まず収入ですが、第2項の営業外収益として、国債の運用益130万円を計上しております。次に支出ですが、営業費用として一般管理費を計上しました。結果、予備費を加えました支出合計は39万円となります。以上で土地開発公社の経営状況報告を終わらせていただきます。

〔企画部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（籠山恵美子）

今説明をいただきまして、今後もこの公社は存続するようではございますけれども、15ページには土地造成事業としては売却も取得も計画はないということではございますけれども、近年、例えば5年以内ぐらいでしたら土地の動きはないということなのではないでしょうか。例えば10年先に構想あるいは計画というものはないのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（畑上あづさ）

市の中長期決定的な構想計画としてのものは、現在予定はございません。

○13番（籠山恵美子）

市のというと、市以外の何かがあるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（畑上あづさ）

公社で土地の取得などを予定しておる市以外の計画も、現在のところはございません。

○13番（籠山恵美子）

では、藤井副市長に伺います。資本金1億5,000万円をずっと保持してるわけですがけれども、これは計画もないまま、このまま要するに放置するという形になってしまうのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□副市長（藤井弘史）

今ほどの事業報告書、2ページの中ほどからちょっと記載をさせていただいておりますけども、「飛騨市土地開発公社は市内における空き家、賃貸住宅不足等の地域課題や企業誘致による経済活性化など、市からの公共用地取得依頼等に迅速かつ的確に対応するため、今後も存続していく方針です。」ということで、2月19日の理事会においてもこういったお話で、存続していくということで確認をさせていただいております。用地の先行取得なんですけども、今のところ計画はないんですね。市もそうですし、ほかからの話もないんですけども、やっぱり何かのときにすぐに対応できるように、今は話が来ておりませんけども、迅速に対応していくためにこういった土地開発公社を持っておくということは必要かなということを思っております。

これは理事会でも少しお話しさせていただいたんですけども、実は以前に例で出させていただいておるんですけども、私、神岡町のときに、前の神岡警察署が老朽化をしておりますで、今は神岡町殿のほうに神岡警部交番として移っているんですけども、あのときも全然話はなかったんですが、急に県から用地の取得をすぐしていただけないかということで土地開発公社のほうに依頼がございまして、そのときに私も事務局だったものですからよく覚えておるんですけども、それで神岡町の土地開発公社のほうで対応させていただいたということもございました。

したがって、計画は現在はありませんけども、そういった緊急の場合にすぐに対応できるようにこういった土地開発公社は引き続き存続させておきたいと思っておりますのでございます。

○13番（籠山恵美子）

それでは後学のために教えてください。例えば、緊急にこういう土地取得が必要なとき、せめて次年度には取得しなければならないというときは一般会計でも購入できるんじゃないかと思っておりますけれども、それでも土地開発公社を経由して運用するということの違いは何なのでしょう。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□副市長（藤井弘史）

先ほどちょっと申し上げましたが、やっぱり迅速に対応するということが必要になってくる場面もあるかもしれません。その際に、一般会計でありますと当然補正予算を組んで、議会を招集していただかなくてはいけないということもありますけども、土地開発公社の場合ですと理事会で議決を得られればそのときに迅速に対応できるということがありますので、そういった場合は土地開発公社のほうで対応していくということになろうかなと思っております。なおかつ一般会計のほうでも、すぐに資金が調達できるかっていう問題もございますので、そういったことも含めて土地開発公社のほうを利用していきたいと思っております。

○13番（籠山恵美子）

確認のために教えてください。例えば、今副市長がおっしゃったように緊急の土地取得の話があったときには、理事会というものは直近で臨時理事会というものをすぐに開いて話をまとめるということができるものなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□副市長（藤井弘史）

その際には大至急理事会を開いて、審議いただくということで思っております。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、これで質疑を終結し、報告第2号を終わります。

#### ◆日程第5 報告第3号 損害賠償の額の決定について

◎議長（澤史朗）

日程第5、報告第3号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

〔理事兼総務部長 岡田浩和 登壇〕

□理事兼総務部長（岡田浩和）

それでは報告第3号について御説明申し上げます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

発生日時・場所につきましては、令和8年1月4日、午前11時50分頃、飛騨市古川町寺地内でございます。事故の概要につきましては、市が運行を委託している事業者のバス車両、これはひだまの桃源郷線になりますが、その車両が走行中、対向車とすれ違う際に路面凍結により双方がスリップし衝突しました。この事故により、相手方車両前方右に接触し損傷させたものでございます。

相手方については記載のとおりです。相手方損害額と市の過失割合、73万8,133円、50%。損害

賠償金、36万9,067円。

専決年月日、令和8年3月18日。以上でございます。

〔理事兼総務部長 岡田浩和 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、これで質疑を終結し、報告第3号を終わります。

◆日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市税条例の一部を改正する条例）

◎議長（澤史朗）

日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（飛騨市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。説明を求めます。

〔理事兼総務部長 岡田浩和 登壇〕

□理事兼総務部長（岡田浩和）

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（飛騨市税条例の一部を改正する条例）。地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

承認第3号の43ページの要旨を御覧ください。提案理由は、地方税法等の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等は、地方税法等の一部を改正する法律により、地方税法が改正されたことに加えて、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、当該条例における市民税、固定資産税、軽自動車税に関する規定について所要の改正を行うものです。

条例の概要につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、住民税控除額の引上げや自動車及び軽自動車税の環境性能割の廃止、税負担の軽減措置等の整理合理化等を行うため法が改正されました。この改正に伴い、市税条例について所要の改正を行うものです。具体的には3点ございます。影響についても併せて説明させていただきます。

（1）の市民税関係では、①自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%となる株主が、支払いを受ける上場株式の配当等について、特定配当等として特別徴収を行うこととし、その上で従来どおり総合課税による対応とするための改正でございます。影響としましては、申告者の状況によるということです。

次に、②国税から地方税への税源移譲に伴い、所得税からの控除額が減額となった場合の軽減措置として、平成11年から平成18年までの入居者を対象に平成28年度分の住宅借入金等特別控除税額控除について、当該控除に関する規定を廃止するための改正であります。影響としては、該当はございません。

次に、③肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期限の延長による改正。

④優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る適用期限の期間延

長に伴う改正。影響としましては、③と④とも該当される方には有利になるということです。

44ページをお願いいたします。（2）固定資産税関係では、課税標準の特例措置の見直しと期間延長がされたことにより、項ずれが生じたこと等に伴う改正であります。影響としましては、該当される方には有利になるというものです。

次に、（3）軽自動車税関係では、①軽自動車税の環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止されたことに伴い、同税の種別割を軽自動車税に名称を変更し一本化するための改正であります。影響としましては、購入時の負担が軽減され、該当される方には有利になります。また、軽減分は国から補填されるため、歳入には影響がございません。

②環境性能に優れた電気自動車等のグリーン化特例の措置の適用期限の延長による改正。影響としては、該当される方には有利になります。

本条例の施行日は令和8年4月1日です。なお、法は3月31日に可決し同日公布、令は3月31日に公布されました。いずれも施行日は4月1日となります。以上でございます。

〔理事兼総務部長 岡田浩和 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、承認第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。承認第3号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◆日程第7 議案第44号 財産の取得について（ロータリー付除雪ドーザ）

◎議長（澤史朗）

日程第7、議案第44号、財産の取得について（ロータリー付除雪ドーザ）を議題といたします。説明を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは議案第44号について説明いたします。

財産の取得について（ロータリー付除雪ドーザ）。次のとおり財産を取得する。

財産の種類は物品。財産の名称及び数量はロータリー付除雪ドーザ1台です。取得の目的は除雪機械の更新。取得金額は3,982万円です。取得先は南城建設協同組合。取得の方法は指名競争入札。設置場所は河合町地内です。応札者数は5者で、落札率は90.5%でございました。財源は社会資本整備総合交付金、過疎対策事業債を充当いたします。説明は以上です。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（籠山恵美子）

この後の消防ポンプ自動車は一般競争入札ですが、これを指名競争入札にした理由があれば教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

これまでも除雪ドーザにつきましては指名競争入札で行っておりますが、市内に取扱業者が十分ございますので、市内の取扱業者を指名して市内業者から購入するという事で指名競争入札を採用しております。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆日程第8 議案第45号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

◎議長（澤史朗）

日程第8、議案第45号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。説明を求めます。

〔消防長 堀田丈二郎 登壇〕

□消防長（堀田丈二郎）

議案第45号、財産の取得について説明させていただきます。

財産の種類、物品。財産の名称及び数量、消防ポンプ自動車1台。取得の目的、消防ポンプ自動車の更新。取得金額、6,292万円。取得先、丸新消防株式会社。取得の方法、一般競争入札。設置場所、古川町地内。応札者数は2者。落札率は99.96%。財源は緊急消防援助隊設備整備費補助金及び過疎対策事業債です。以上です。

〔消防長 堀田丈二郎 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（高原邦子）

先ほどと違うのは、これは消防ポンプ自動車で特殊だということは分かるんですが、2者一般競争入札で応募してきたと。もう1つも、どちらのほうの業者だったんでしょうか。名前は結構ですけど、高山市だとか岐阜市だとか、その辺はいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

2者あったうちのもう1者は、名古屋市に営業所を持つ事業者です。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（高原邦子）

後学のためにお伺いしますが、これって応札していただいた後、納車にはどのくらいの日数がかかるんですか。99.96%っていうとほとんど100%なものですから、こういった特殊なものは100%っていうのが標準なんでしょうか。その辺はいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

納入期限は令和9年3月26日までとしております。

応札率についてなんですが、設計の段階で消防本部で3者から参考見積もりを徴取します。そのうちの最安が設計金額で予定金額となるわけなんですけれども、その結果が今の結果ということになります。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆日程第9 議案第46号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について  
から

日程第16 議案第53号 令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）

◎議長（澤史朗）

日程第9、議案第46号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第16、議案第53号、令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの8案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは私から、議案第52号及び議案第53号にて提案しております補正予算の審議をお願いするにあたりまして、その概要について御説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度が始まって間もない段階であることから、当初予算編成後に生じた事由や国・県補助事業の内示額に合わせた事業費及び財源調整が主な内容となります。また、旧医師住宅等の売却に伴う費用や、企業版ふるさと納税等を活用した私立大学への助成等を盛り込んで編成しております。

それでは、本補正予算における主要施策の概要について御説明申し上げます。

総務費では、私立大学の開学に向けた校舎等の環境整備や学生募集の広告等に係る費用に対し、使途限定の寄附金を充当する補助金8,100万円を追加計上したほか、県立飛騨神岡高等学校の将来像等を検討する委員会の運営に関する経費30万円を計上しております。また、種蔵地区の板倉修繕補助金について、該当案件の要望があったことから、所要額110万円を計上しております。

民生費では、障がい者等就労訓練機器等購入補助金について、新たな希望事業者があったこと

から、所要額50万円を追加計上しました。また、省エネ家電購入補助金を一部見直し、高齢者の熱中症予防対策として新たにエアコン整備補助金を創設するための所要額100万円を計上したほか、最高裁判所の判決を踏まえた生活扶助費の追加給付に対する所要額240万円を追加計上しております。

衛生費では、飛騨市民病院の旧医師住宅等の売却に伴う病院事業会計への負担金2,400万円を追加計上しました。また、ごみ焼却施設整備に係る基本方針について、さらなる具体的な検討を行うため、委託料810万円を計上しております。

農林水産業費では、古川町地内の土地改良事業について、県補助金の増額内示に伴い所要額180万円を追加計上したほか、美食都市アワード2026の受賞を契機とした食文化フォーラムへの出展や、関連雑誌でのPRに係る経費110万円を計上しております。また、畜産業施設や資機材の整備に係る県補助制度の追加採択及び制度拡充に伴い、所要額760万円を追加計上しました。このほか、古川町地内における里山環境の維持保全活動に対する支援交付金について、追加要望に対応するための所要額80万円を追加計上しました。

商工費では、建築技術専門学校との連携により市内実習を支援するための所要額50万円を追加計上しております。このほか、国の補助事業採択を見込み、広葉樹のまちづくりという独自の社会システムを観光コンテンツ化するための所要額650万円、森林資源と観光資源を結びつけた新たな観光ストーリー構築のための所要額850万円をそれぞれ計上しました。観光関連施設の修繕では、おんり〜湯の雨漏り修繕や、ひだ流葉スキー場圧雪車及びリフトの修繕等に係る所要額1,440万円を追加計上しております。

土木費では、交通事故が多発する交差点の改良に伴う設計委託料530万円を追加計上したほか、国補助事業の内示に伴い事業費を減額調整しました。

消防費では、令和7年度の地元消防団退団者57名に対する退職報償金1,460万円を追加計上しました。

教育費では、飛騨かわいスキー場圧雪車の修繕に係る経費120万円を計上しております。また、小中学校における岐阜県産農産物を活用した給食の提供について、海津市と食材交流を実施するため、全額県費により所要額230万円を計上したほか、給食費負担軽減事業の古川国府給食センター一分について、全額国費により所要額3,350万円を計上します。

以上、今回の補正予算額1億6,440万円を追加し、補正後の予算総額は190億5,440万円となります。

なお、今回の補正予算の編成に必要な財源につきましては、国県支出金や特定目的基金繰入金、市債等の特定財源のほか、財政調整基金繰入金にて調整しております。また、病院事業会計では、先ほど衛生費で申し上げた飛騨市民病院の旧医師住宅等の売却に伴う他会計補助金2,400万円を追加計上するものです。

以上で私の提案説明を終わります。条例、その他の議案につきましては、総務部長より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて説明を求めます。

〔理事兼総務部長 岡田浩和 登壇〕

□理事兼総務部長（岡田浩和）

それでは、条例その他の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

議案第46号、飛騨市税条例の一部を改正する条例については、地方税法等が改正されたことによる改正であります。

次に、議案第47号、財産の譲渡について（旧医師住宅及び旧看護師住宅）は、旧医師及び旧看護師住宅を適正な対価なくして譲渡するため、議決をお願いするものでございます。

次に、議案第48号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等の損害補償基準は政令で定められ、市町村は条例で定めております。今回、労働者災害補償保険法の改正があり、政令で葬祭補償の定額を引き上げたことによる改正でございます。

議案第49号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、地方自治法の改正により、当該条例の引用規定に条ずれが生じたことに伴う改正であります。

議案第50号、飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例については、老朽化と神岡小学校プールの改修完了を受けて旭ヶ丘プールを廃止し、これに伴い別表及び使用料徴収条例から旭ヶ丘プールに関する規定を削除します。なお、神岡小学校プールは学校開放施設として利用し、市営水泳プールとして同じ使用料を設定するための改正でございます。

次に、議案第51号、飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の改正により、当該条例の引用規定に条ずれが生じたことに伴う改正と、錯誤に伴う改正であります。以上で説明を終わります。

〔理事兼総務部長 岡田浩和 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で説明が終わりました。ただいま説明のありました議案第46号から議案第53号までの8案件につきましては、6月24日から6月26日までの3日間、質疑を予定いたしております。質疑・一般質問のある方は、6月18日木曜日午前10時が締切りでありますので、発言通告書により通告をお願いいたします。

◆日程第17 意見第1号 特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の所得制限撤廃を求める意見書

◎議長（澤史朗）

日程第17、意見第1号、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の所得制限撤廃を求める意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。

〔4番 水上雅廣 登壇〕

○4番（水上雅廣）

それでは意見書について御説明を申し上げますが、その前に少しお断りをさせていただきます。この意見書の本文中に「子供」という表記が幾つか出てまいりますけれども、漢字があったり、平仮名表記であったりばらばらになっておりまして大変申し訳ありません。「子供」は平仮名表記ということで統一させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

意見書第1号、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の所得制限撤廃を求める意見書。上記事件について別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。令和8年6月16日提出。飛騨市議会議長、澤史朗様。提出者は、私、水上雅廣。賛成者は籠山恵美子議員、住田清美議員、小笠原美保子議員。

朗読で説明に代えさせていただきます。

特別児童扶養手当及び障害児福祉手当は、障がいのある児童の健やかな成長と、日常生活における著しい負担を支えるための命綱である。しかし、両手当に課せられた所得制限は、障がいを持つ子どもを抱える家庭の深刻な実態に即しておらず、支援の公平性を著しく欠いている。

医療的ケア児を育てる家庭では、親が24時間体制で人工呼吸器の管理や喀痰吸引等の医療行為を担い、極度の緊張と睡眠不足の中にいる。両手当は、この献身的なケアに対する社会的な承認であり、命を繋ぐための対価である。所得制限による給付停止は、経済的な困窮のみならず、「社会から支えを拒絶された」という深い喪失感と孤立を招く。障害のある子どもの命の重さと、それを守る親の苦勞に、所得による差をつけることは断じて許されない。

2024年10月の児童手当の所得制限撤廃により、一般の子供への支援は普遍化された。その一方で、医療費、療育費、将来への備え、さらには高額な福祉サービス負担を抱える、障がいを持つ子どもを抱える家庭にのみ制限が残されている現状は、社会保障の著しい歪みである。高所得世帯であっても、障がいに伴う追加費用やケアのための離職リスクにより、家計は常に圧迫されている。障がい児福祉こそ、親の所得にかかわらず等しく提供されるべき普遍的な権利である。

特別児童扶養手当と障害児福祉手当の両方の対象となる重度障害児家庭において、所得制限は「二重の壁」として立ちちはだかる。一定の所得を超えた瞬間に、年間約60万円から80万円近い受給権が失われる。この急激な「崖」があるために、保護者がキャリアアップや就労時間を抑制せざるを得ない「働き控え」が常態化している。これは、政府が掲げる「こどもまんなか社会」及び労働力確保の推進に反するものである。

よって、政府においては、すべての障がいのある子供たちが、家庭環境や親の所得に左右されることなく、その命を等しく慈しまれる社会を実現するため、速やかに両手当の所得制限を撤廃することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年、飛騨市議会。提出先につきましては、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

どうか障害を持った子供たちのため、そしてそれを看護されている親や御家族のために、こうした所得によって差別が生まれることのないように飛騨市議会としても福祉に力を入れ、飛騨市議会としてどうぞこの意見書の採択についてよろしく御審議を賜り、採択いただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

〔4番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりました。ただいま、文中の字句の統一についての修正の申出がありました。これについて、申出のとおり修正することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、意見第1号の修正については、申出のとおり修正することに決しました。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見第1号につきましては、会議規則第37条の規定により総務常任委員会に付託いたしたいと思います。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、6月17日から6月23日までの7日間を休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、6月17日から6月23日までの7日間は、議案精読のため休会とすることに決しました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。次回の会議は、6月24日水曜日午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前11時05分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤 史朗

飛騨市議会議員（11番）

前川 文博

飛騨市議会議員（12番）

野村 勝憲